

発議案第6号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書に
ついて

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和2年12月18日提出

提出者 北上市議会総務常任委員会
委員長 菊池 勝

提案理由

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書

再審は、誤って有罪とされた人の救済を目的とした制度です。しかし、現行の再審制度は、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多く、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みになっていません。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止の2点については、早急な法改正を要する喫緊の課題となっています。

再審請求手続における証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うものとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を早急に実現させる必要があります。

また、再審は、誤って有罪とされた人を救済するための制度にもかかわらず、検察官の不服申し立てによって再審開始までに長い年月がかかり、救済が遅れている現状があります。検察は再審開始決定に対して不服を申し立てるのではなく、再審の中で改めて有罪を争うべきです。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう強く求めます。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立てができない制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年12月18日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

法務大臣